

# 第58回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第6日)

平成26年3月25日(火曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	伊 東 静 夫	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	小 林 裕 和
			代表監査委員	樫 本 忠 美
欠 席 者 (1名)	教 育 課 長	坂 本 博 美		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 8 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 9 号 佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 10 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 15 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 5 号 町道路線の廃止について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 4 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 6 号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 29 号 平成 26 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 30 号 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 31 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 32 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 33 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 34 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 35 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 36 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 42 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 43 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 44 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 46 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 25. 議会改革に関する調査について（委員長報告）  
日程第 26. 発議第 2 号 佐用町議会基本条例の制定について  
日程第 27. 請願第 1 号 学校給食費の無料化を求める請願の継続審査について  
日程第 28. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 

午後 0 1 時 3 0 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、こんにちは。今日、58 回の定例会最終日を迎えるわけ  
ありますけれども、大変御苦労さんでございます。

昨日も中安小学校の閉校記念式典がございましたし、今日、江川においても閉校記念式  
典がございました。総務委員の方、また、委員長、大変御苦労さんございました。

今日は、山田議員も出席していただいて、最後でありますけれども、全員おそろいをい  
ただきまして、議長として、これほど嬉しいことはございません。本当に御苦労さまでご  
ざいます。

なお、教育課長より入院治療のため欠席ということで、連絡を受けておりますので、よ  
ろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、1 名の傍聴申し込みがあります。本定例会におきましては、庁舎増築工事  
のため臨時の傍聴席より傍聴していただいております。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守いただきますよう、  
静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

直ちに日程に入ります。

---

- 日程第 1. 議案第 8 号 佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する  
条例について（委員長報告）  
日程第 2. 議案第 9 号 佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定について（委員長報  
告）  
日程第 3. 議案第 10 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員  
長報告）

議長（西岡 正君） まず日程第 1 ないし日程第 3 を一括議題とします。これにご異議ご  
ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 8 号、佐用町防  
災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例についてから、日程第 3、  
議案第 10 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括議  
題といたします。

議案第 8 号ないし第 10 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりま  
すので、総務常任委員長より審査の報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

総務常任委員長（石黒永剛君） それでは、ご指名がありましたので、ご報告いたします。

日時は、平成 26 年 3 月 7 日、午前 9 時 58 分より 10 時 35 分に終了いたしました。

場所は、役場 3 階、委員会室兼議員控室であります。

当日の出席者は、委員 5 名、石黒、大下、敏森、金谷、西岡の各委員であります。

当局より、町長、坪内副町長、鎌井総務課長、岡本総務課人事室長、谷口広報室長、山田人事室副室長、福田広報広聴係長、久保企画防災課長、服部まちづくり企画室長、春國企画調整係長であります。

事務当局より船曳局長及び、宇多局長補佐でありました。

協議事項は、第 58 回定例会付託案件審査であります。

議案第 8 号、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例について。議案第 9 号、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定について。議案第 10 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、議案第 8 号であります。議案第 8 号は、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例について、まず、提案説明をいただきました。

提案説明は、本町の防災体制を確立するため、災害時や非常時における通信連絡の確保と災害情報の伝達等を円滑にするとともに、平時における行政広報の伝達を活用するため、平成 24 年度、25 年度の 2 カ年にわたり進めてきました防災行政無線デジタル整備事業の完成に伴い、従来条例を整理し、全てを改正するものであると。

質疑といたしまして、配布資料に防災行政無線局管理運用規程というものがある。自治体独自の伝達放送を行おうとする場合、ある程度、制約が出ると想定される。また、自治会の放送については、規程では定めるとあるが、規程は、これから定めるのかと。答弁であります。答弁といたしまして、規程は定める。その規程の中、自治会独自の放送については、規程 6 条、7 条で放送制限をしているが、コミュニティ放送機を使用する場合、この規程により行うこととなるが、放送できる事項、できないものについては、各自治会長、及び自治会関係者に十分に説明をし、理解をいただいていると。

質疑であります。集落行事の呼びかけは、今までどおりでもよいのかと。答弁です。基本的には、今までどおりでよい。しかし、自治会長の交代もあり得るので、この規程を配布したい。

続いて、また、質疑がありまして、放送卓からの直接放送でなく、一般電話や携帯電話で役場のサーバーに、直接接続が可能となるとしている。自治会長に説明されたい。答弁であります。今までの機械は、直接放送卓に出向いての放送しかできなかつたと。放送場所が災害被害を受けるなど、何らかの事情で放送卓が使えない状況が発生した時、直接、一般電話、携帯から役場のサーバーに入って、遠隔操作が可能となったと。そのような状況となった時、自治会長に、その手順番号を伝え、遠隔操作をすることができると。

質疑を終了いたしまして、討論であります。討論なし。

採決の結果、議案第 8 号、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 9 号です。議案第 9 号は、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定についてであります。

初めに提案説明がありました。第 1 条に設置目的、第 2 条に名称と位置、第 3 条に管理運営、安全性の確保。第 4 条に研修施設の使用日時。第 5 条には、研修施設の使用規程。第 6 条は、施設備品を損傷、損失の時の賠償について。第 7 条は委任規程を定めている。なお、条例の施行日は、4 月 1 日とする。

質疑。質疑ありませんでした。

討論。討論なし。

採決。採決の結果、議案第9号、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第10号であります。佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

提案説明、今回の改正は、技能労務者の給与表に再任用職員の給与月額を規定するものである。

質疑、佐用町の技能労務職員は何名か。答弁として35名である。

質疑、実際の再任用の希望をどのようにつかんでいるか。答弁、実際に、そういった希望はない状況であると。

質疑を終了しまして、討論です。

討論はなく、採決の結果、議案第10号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

ここで、休憩いたしました。以上です。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第8号から順次、委員長報告に対しての質疑及び、討論・採決を続けてまいりますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第8号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第8号、佐用町防災行政無線局の設置及び運営に関する条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第9号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第9号、佐用町上月地区太陽光発電研修施設条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第10号について、委員長報告に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行いますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第10号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4．議案第15号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第4、議案第15号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを、議題とします。

議案第15号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員会の審査報告を求めます。

厚生常任委員会副委員長、石堂 基君。副委員長でいいですか。副委員長、報告お願いします。

〔厚生常任副委員長 石堂 基君 登壇〕

厚生常任副委員長（石堂 基君） ただ今、議長より報告を求められました議案第15号の審査経過及び結果についてご報告させていただきます。

この審査に関する委員会は、3月11日、午前9時30分から委員会室兼議員控室で開催しました。

出席委員は、矢内委員、岡本安夫委員、平岡委員、山本委員、そして私、石堂です。山田委員長につきましては、入院加療中のため欠席でありました。

なお、説明のため当局に出席を求めた者は、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金保険室長でした。

まず、住民課長から、今回の改正に伴う影響額の試算として、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分、それぞれに限度額改正差額、税率改正差額、及び軽減税率等の改正差額についての追加説明がありました。

引き続き、質疑を行いました。

主な質疑としましては、今回の改正に伴う影響額の再確認であり、対前年比で1世帯当たりでは7,741円、1人当たりでは4,921円の増額試算が示されました。

また、今回の改正の大きな要因とも考えられる前期高齢者交付金の請求内容についての確認が求められ、これについては、これまでに交付されている概算額から、過去の確定額を差し引いた額が26年度の概算金額から差し引かれるもので、その額が1億4,000万円相当になり、新年度予算に大きく影響している旨の説明がありました。

これに関連して、国民健康保険会計への一般会計からの繰入額の考え方が求められました。これについては、これまで5,000万円程度一定の基準として行われてきたが、今回の改正に先立ち、国保の基金も取り崩しを行った中で、国保の予算を策定するためには、1億円近い繰り入れを行わなければならない実情が示されました。

また、税の引き上げを行わないで、1億円以上の一般会計からの繰り入れを求める意見もありましたが、これについては、負担と給付の公平性の観点から、繰入額については、1億円が町の基本的な考え方に基づくものである説明が行われました。

こうした質疑に続き、討論に入りましたが、税率引き上げに異議のある反対討論が1件あり、賛成討論はありませんでした。

続きまして、採決を行いました。採決の結果、賛成多数で、議案第15号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

なお、質疑等の詳細については、委員会議事録を確認いただけたら幸いです。

以上で、厚生常任委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長（西岡 正君） それでは、議案第15号について、委員会の報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ議員。

17番（平岡きぬゑ君） 議案第15号、国民健康保険税条例改正に対して、反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、2年前の2012年4月、国保税が1割アップされたのに続き、今回、6



パーセントの国保税の引き上げで、平均1人当たり8万353円で、4,921円の引き上げ、1世帯当たり13万7,598円で、7,741円の引き上げを行おうとするものです。

町は、これまでも一般会計からの繰り入れで保険税を抑えてきています。一般会計からの繰出金は、平成25年度には総額1億4,000万円余りが繰り出されました。一般会計から国保会計への繰り出しを行うことで、これ以上の国保税引き上げをせず、町民の暮らしを守ることを、今、町に求められていると考えます。

4月からは、消費税が8パーセントに、3パーセント引き上げられます。

一方、年金は、さらに引き下げられます。町民の生活実態から容認することができません。

また、今回の改正では、軽減額が2割、5割、7割で、それぞれ増えることや、5割軽減の対象者に世帯主を含めることなど、軽減対象者の枠が緩和され、軽減対象者が増加する改善が行われている点は、賛成するものです。

以上の理由で反対討論終わります。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 今、累々述べられましたけれど、やはり現状としては、佐用町におかれましてですね、皆さんご存知のように、お年寄りの方が、ドンドンと増えて、そして若者は、佐用町の町から離れていないような状態でございます。

佐用町も、ドンドンと広報見ていただいたら分かるように、大勢の方亡くなって、生まれてくる子供というのは少のうございます。

ですから、やはり一般会計からですね、たくさん出しておる以上ですね、6、7割ということで1世帯当たり7,741円。確か、金額としては、上がるわけでございますけれどもですね、やはり現実としては、それだけお年寄りの方が増えてですね、それ以上にかかる経費というのが、毎年増えて行っておるということでは、やはりやむを得ないんじゃないかと思えます。

ですから、やはりですね、普段、当局におかれましても努力していただいてですね、こういう金額、大きくじゃなくって、徐々にでもというような感じの中でね、さらに頑張ってくださいたらと思えます。

しかし、これは、やはり現状見た時に、仕方がないということで、賛成討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第15号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員会の報告は、可決であります。本案は委員会の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第15号、佐用町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 5. 議案第 5 号 町道路線の廃止について（委員長報告）

日程第 6. 議案第 4 号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第 7. 議案第 6 号 町道路線の変更について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5 ないし日程第 7 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号、町道路線の廃止についてから、議案第 6 号、町道路線の変更についてまでを、一括議題といたします。

議案第 4 号ないし第 5 号、第 6 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

委員長（高木照雄君） 第 58 回定例会において産業建設常任委員会に付託審査されました 3 件についての産建委員会の報告をしたいと思います。

平成 26 年 3 月 12 日木曜日、9 時 30 分より役場 3 階委員会兼控室において、出席者、井上、新田、岡本、笹田、鍋島、私、6 名でございます。

町当局より町長、副町長、総務課長、建設課長、建設道路河川管理室長三角。事務局から局長と局長補佐。

あまりにも多くの河川改修による終点の変更とか、また、河川改修による廃止とか、また、新規の路線の認定ということで、この図面上だけでは納得いかないということで、とにかく現地を見て、現地で皆さんに質疑していただきまして、分かっていたことを目的に、すぐさま、町長の挨拶をいただいた後、議長は、ちょっと奥さんの入院の手続きのために退席されましたので、すぐに役場を出発して、一応、4 号、5 号、6 号があるのですけれども、順番に宗行、それから宗行、延吉、平福、庵、上三河、平松、多賀という順で、現地を視察してまいりました。

まず、第 5 号議案の宗行殿町線の河川改修による廃止について、その場で一応、現地で説明を受けました。と申しますのも、ここは河川改修によって河川が広がりますので、その分を町道を廃止するという路線でございます。

それでは、次、議案第 4 号の浜線、これは宗行の殿町宗行線が、この前の水害で橋が流されて、橋は着工は止めて、その宗行側を、一応新規路線として認定し、また、殿町側を殿町路線として認定するということでございます。

それから、続きまして、庵の大和田下河内線は、県道でしたけれども、河川改修によって県道は、もう少し東側に出まして、今までの県道が、ずっと余りました。余ったというか、残りましたので、それを町道に変更いたしました。

それから、次の利神保育園線でございます。今までは、郷土館の東側に通学路が、町道がありました。それを、この機会に、石井、平福、長谷、統合するために通学路も新規に入りやすくしたらどうかということで、郷土館の西側に新規路線を認定しました。

その次に、中安 116 号線ですけれども、ここはし尿処理場があるところで、前は農道でしたんですけれども、この河川改修とともに、何とか、それを町道に集約するという条件がついておりましたので、今度、新規にこの路線を町道として認定しました。

それから、6号の石の堂南線ですけれども、河川改修によって道路が町道が短くなって河川が広くなりましたので、そこを廃止しております。

それから、峠の奥大河内線、大河内の奥に峠集落がありまして、大河法一さん、大河さんの2件の家があるんですけれども、今までは、町道でなかったところを町道に認定して、町道として認めて、それも、そのごみ収集車が回転することができなかったのもので、そこを広げて回転するようにして、それで、その町道を認めて、片一方の町道を延長してやったところでございます。

それから、平松の徳久 117 号線は、私道を町道として認定しておったそうです。ところが今度の調査で地籍調査で、それが町道ではないということが分かりましたので、そこを廃止、町道を廃止しました。

以上、駆け足でずっと 17カ所を調べてまいりまして、ここに役場に帰りまして、皆さんとともに審議をしました。

第5号議案の道路廃止については、審査の結果、討論も質疑もなく全員賛成で可決しました。

第4号の町道路線の認定については、これも質疑なし、討論もなしで、全員賛成で可決しました。

それから、第6号、町道路線の変更についても、質疑なし、それから討論なしで、全員賛成で議案を可決しました。

以上、報告終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第5号から順次、委員長報告に対しての質疑、及び討論、採決を続けて行いますので、よろしくお願ひします。

まず議案第5号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願ひます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第5号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第4号について、委員長報告に対する質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第4号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第6号について、委員長報告に対する質疑を行います、ございますか。  
ないようですので、質疑を終結します。  
これより討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第6号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第8. 議案第29号 平成26年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第9. 議案第30号 平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第10. 議案第31号 平成26年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第11. 議案第32号 平成26年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第12. 議案第33号 平成26年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）  
日程第13. 議案第34号 平成26年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）

- 日程第 14. 議案第 35 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 36 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 37 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 38 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 39 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 40 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 41 号 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 42 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 43 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 44 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8 ないし日程第 23 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号、平成 26 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、議案第 44 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを、一括議題といたします。

議案第 29 号ないし議案第 44 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員長の審査報告を求めます。委員長、平岡きぬゑ君。

〔予算特別委員長 平岡きぬゑ君 登壇〕

予算特別委員長（平岡きぬゑ君） 失礼します。

平成 26 年度予算審査の審議の結果について報告をいたします。

平成 26 年度予算は、3 月 4 日に全員で構成する予算特別委員会に付託され、3 月 5 日、6 日の 2 日間、特別委員会を開催し、審議を行いました。

1 日目の予算特別委員会は、3 月 5 日、午前 9 時から午後 4 時 45 分まで開きました。

当局出席者は、町長、副町長、教育長、各担当課長、各審議項目においては、関係課室長の出席を求めて、回答を求めました。

当日、山田議員、高木議員は、入院治療のため欠席。新田議員は、9 時 22 分まで遅刻でした。

2 日目は、3 月 6 日、午前 9 時から午後 2 時 15 分まで予算特別委員会を開きました。

当日、高木議員、山田議員は、入院治療。石堂議員は、検査通院のため欠席がありました。

た。

議案第 29 号、平成 26 年度一般会計予算、各款ごとに審議を行っています。

歳入では、町税において個人町民税において、個人町民税所得割、法人税割の増額の内容についての質疑があり、復興特別税の町税 500 円、8,990 件で 400 万円の増収。課税者は約 150 件の減。スプリング 8 の固定資産税は 2 億 2,516 万 500 円。年々、1,000 万円ほど減額しているとの回答がありました。

そのほか、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税について、地方交付税では、新しく地域の元気創造事業費では、過去 3 年間の職員数や給与の総額で計算されること。特別交付税は、平成 21 年度の災害後、21 年は 19 億 9,000 万円。22 年、23 年は 10 億円を超えていること。24 年は 9 億 7,000 万円。25 年については、まだ、確定されていないこと。26 年度の予算では 5 億円が計上されていることが、回答されました。

分担金及び負担金、使用料及び手数料では、住宅使用料、保育料の滞納の徴収についての質疑。衛生手数料では、24 年度からの分別収集によるごみ量の変化についての質疑などがありました。

国庫支出金では、消費税が 4 月から 8 パーセントになるのに伴って、臨時福祉給付金が 9 月以降に実施される予定であることが明らかになっています。

県支出金、そのほか質疑がありました。

歳出の関係では、総務費では、質疑の項目を述べますが、地方バス対策補助金、登記情報サービス、ひなくらリフレッシュビレッジの運営、防犯カメラの設置、姫新線の乗車運動、自治会統合推進補助金、コミュニティバス運行委託ほか、公共交通問題の質疑などが出されています。

学校跡地活用で、町は地域活性化支援会議で、アドバイザースタッフにフォローしてもらい進めること。再生可能エネルギーの取り組みは、県の調査を待って、町の計画づくりに取り組むとの回答がありました。

地域づくり協議会について、町の補助金を交付されている団体が、選挙運動にかかわる行為はないのかとの質疑に対し、公の団体として、公職選挙法を順守するのは当然との回答がありました。

平成 21 年災害記録誌は 8 月頃までに完成予定。

放送施設、戸別受信機の設置について、3 月で日本無線の事業は終了する。完了後は、町がするということが報告されています。

民生費の関係について、高齢者福祉の緊急通報キットは 1 個 350 円で 1,000 個を予定。高齢者住宅改造事業、学童保育事業、子ども・子育て支援事業計画については、アンケートのニーズ調査結果が 3 月末に出ること。身体障害者児補装具給付事業など、その他、多数の質疑が出されています。

衛生費については、にしはりま環境事務組合負担金についての質疑があり、ごみの減量化で負担金が減額していること。予防接種等の質疑がありました。

農林水産業については、獣害対策、農業の担い手補助金、農産物直売所建設について、町単間伐事業補助金や森林整備地域活性化支援交付金の増額要因などの質疑も出ています。これについては、面積が増加すること。そのほか、自然観察村について、県治山林道負担金についての質疑が出されています。

商工費では、商工会への運営助成内容について。

土木費の関係では、道路維持費について、橋梁新設改良費、住宅の除去ほか、多数質疑が出ています。

消防費、消防団員の処遇改善、播磨科学公園都市消防業務委託について、防災ヘリコプター運航連絡協議会の内容、備蓄倉庫などについての質疑が出されています。

教育費の関係では、スクールバス購入費についての質疑の中で、スクールバス運行規程で、小学校は3キロ、中学校は7キロの設定をしていくこと。そのほか、全国学力調査の公表。教育振興費、瓜生原邸改修費などの質疑が出されています。

以上、平成26年度一般会計予算の質疑の内容の主なものを紹介いたしました。

質疑を終了し、討論を行い、原案に反対討論が、金谷議員から。賛成討論が岡本安夫議員から出されています。

採決の結果、賛成多数で、原案どおり可決されました。

次に、特別会計予算について、審議の結果を報告いたします。

議案第30号、平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算については、歳入で、財産貸付、賃貸料の算出根拠についての質疑が出され、申山の残土処分地を佐用町の土地開発基金で購入したこと、その金額をもとに算出していることが、報告されています。

収入の活用についての質疑では、基金として積み立てて活用することが報告されました。

質疑を終了し、討論、採決を行いました。

討論はなく、全員賛成で、原案のとおり可決、決定をしています。

議案第31号、平成26年度国民健康保険会計予算についての審議について、報告します。

歳入の面では、国保税の引き上げについての質疑に対し、基金会計からの繰り入れ2,000万円。税の改正で2,200万円をするということを報告しています。

国保税の滞納税の回収見通しについての質疑に、24パーセントでみていること。

保険証について、資格証明の質疑では、資格証明書発行が15世帯。しかし、子供のいる世帯はありません。

前期高齢者交付金についての質疑について、65歳から74歳までの医療費にかかる交付金は2年遅れで精算されているという回答がありました。

歳出についての質疑では、保険給付について予算の策定期間から1カ月平均にして、その額を12カ月で計算し、補正で増減の調整を行うことが明らかになっています。

医療費の抑制についての質疑では、ジェネリック、後発性の医薬品のPRをしていることが回答としてありました。

質疑を終了し、討論、採決を行った結果、反対討論が鍋島議員よりありました。

賛成討論はなく、議案第31号は、賛成多数で原案どおり可決されております。

議案第32号、平成26年度後期高齢者医療特別会計予算についての審議を行っています。

歳入の質疑では、保険料についての質疑に対し、2月の広域連合議会で、平成24、25年で7万5,869円から、26年、27年度では、7万6,702円の833円が増額していますが、佐用町では、平成25年度は4万7,642円。26年度は、平均5万583円で、2,941円増額ですとの回答がありました。

歳出の質疑はなく、討論、採決を行いました。

反対討論が、金谷議員から行われました。

賛成討論はなく、採決の結果、32号は、賛成多数で原案どおり可決されております。

議案第33号、平成26年度介護保険特別会計予算についてを審議しました。

歳入では、介護保険料640万円の増はという質疑に対し、毎年100人程度加入者が増えている。25年度5万8,169円、26年度は5万8,340円で、170円が増額となる予定ですとの回答でした。

介護給付費準備基金についてはどの質問に対し、25年度末で1,989万4,000円の基金があることを明らかにしています。

そのほか質疑として、滞納金の回収についての質疑がありました。

歳出の質疑では、介護サービスについての質疑に対し、地域密着型サービスが新設となっている。また、指定替えによる増もあること。病院の療養介護の展開も予定されていることが回答としてありました。

サービス事業についての質疑はありませんでした。

質疑を終了し、討論、採決を行いました。反対討論が鍋島議員よりありました。

賛成討論はなく、議案第 33 号議案は、賛成多数で原案のとおり可決されております。

議案第 34 号、朝霧園特別会計予算について、審議を行いました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決、決定をしております。

議案第 35 号、簡易水道事業特別会計予算の審議を行っています。

歳入では、使用料 600 万円の減額。また、滞納についての質疑がありました。歳出でも質疑が行われております。

質疑を終了し、討論、採決を行いました。反対討論が、鍋島議員よりありました。

賛成討論はなく、議案第 35 号議案は、賛成多数で、原案のとおり可決されております。

続いて、議案第 36 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について審議を行いました。

歳入では、使用料の増額について。歳出では、公課費での消費税についての質疑が、それぞれありました。

質疑を終了し、討論採決を行いました。反対討論が金谷議員よりありました。

賛成討論はなく、議案第 36 号議案は、賛成多数で、原案どおり可決されております。

議案第 37 号、生活排水処理事業特別会計予算についての審議を行いました。

歳入では、滞納についての質疑。歳出では、委託料について、それぞれ意見が出されています。

質疑を終了し、討論、採決を行いました。反対討論が鍋島議員よりありました。

賛成討論はなく、議案第 37 号議案は、賛成多数で、原案どおり可決されております。

議案第 38 号、西はりま天文台公園特別会計予算についての審議の報告を行います。

質疑はなく、討論、採決を行いました。討論はなく、全員賛成で、38 号議案は、原案のとおり可決しております。

議案第 39 号、笹ヶ丘荘特別会計予算の審議の結果です。

歳入、歳出の質疑ですが、歳出では、車両購入についての質疑が出されております。

質疑を終結し、討論、採決を行いました。討論はなく、全員賛成で、39 号議案は、原案のとおり可決決定をしております。

議案第 40 号、歯科保健特別会計予算についての審議を行いました。

歳入でセンターの目的、役割りについての質疑があり、今後も検討してくとの回答がありました。

歳出についての質疑はなく、質疑を終結、討論、採決を行いました。

討論はなく、全員賛成で、40 号議案は、原案のとおり可決、決定しています。

議案第 41 号、宅地造成事業特別会計予算についての審議を行っています。

歳入では、不動産売払収入についての質疑がありました。

歳出についての質疑はなく、質疑を終結し、討論、採決を行いました。

討論はなく、全員賛成で、41 号議案は、原案のとおり可決、決定をいたしております。

議案第 42 号、農業共済事業特別会計予算についての審議を行いました。

質疑がなく、質疑を終了、討論採決を行いました。討論はなく、全員賛成で、42 号議案は、原案のとおり可決、決定しております。

議案第 43 号、石井財産区特別会計予算の審議を行いました。質疑がなく、質疑を終結



し、討論、採決を行いました。討論もなく、全員賛成で 43 号議案は、原案のとおり可決、決定しております。

議案第 44 号、水道事業会計予算について審議を行いました。

質疑では、消費税についての質疑が行われています。質疑を終了し、討論、採決を行いました。

反対討論が、金谷議員よりありました。賛成討論はなく、議案第 44 号議案は、賛成多数で、原案どおり可決されております。

最後に、予算書の資料作成について、意見が出され、当局からは、協議し、改善する回答がありました。

質疑等の、また、回答の詳細については、予算委員会会議録を参照していただければ幸いです。

以上、予算特別委員会に付託を受けました審議の報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 予算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 29 号から、順次、討論及び採決を続けてまいりますので、よろしくお願いたします。

まず議案第 29 号、一般会計予算案について討論を行います。

まず、原案に反対の方の討論は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 議案第 29 号、平成 26 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

本予算案は、任意定期予防接種事業の拡充や昨年に引き続き住宅用太陽光発電設置への補助制度の継続。農産物特定定着化対策補助金の継続など、町民要求に応える内容が盛り込まれ、一定評価できる点も含まれております。

しかしながら、予算案全体には、大きな問題点があります。以下、その点を述べます。

第 1 は、デフレ不況の中、町内業者を応援する地域循環型の経済対策を求める声に応えていない点であります。町事業においては、町内零細業者の仕事確保は、非常に困難なものとなっています。このような状況下で、私たち共産党議員団は、町長に一貫して地域経済への波及効果が抜群で、全国各地で取り組まれている住宅リフォーム制度への導入を求めてきたわけですが、町長は、経済効果は認めながらも、その導入は拒否しています。また、賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例の制定についても消極的姿勢です。

第 2 に、町民の暮らしを応援する手立てであります。外出支援サービスは、利用者負担を軽減し、さよさよサービスの毎日運行を行い、運営に責任を持つべきです。一方、福祉タクシーについては、利用回数制限緩和など、利用者の利便性の向上と同時に、タクシー業者の営業を守るべきです。

また、特定健診の受診率を引き上げる手立てを講じるとともに、従来の町ぐるみ健診を充実させた健康づくりへの支援も必要です。

そして、文化、スポーツの発展を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除すべきであります。ごみ袋の料金引き下げ、町営住宅家賃の減免制度も求められています。

また、支所や出張所は、地域で課題解決ができる体制が必要です。住民票などの取り扱

い業務は、利用者に配慮して時間延長を行うとともに、土日、祝日に対応できる体制とすべきです。

第3は、子育て支援強化についてです。共産党町議団が指摘しているように、相生市に学んだ子育て支援施策を実施すべきで、保育料の軽減や出生祝金制度の充実、学校給食の地元産食材の使用拡大と無料化、また、子供の医療費無料化の年齢の引き上げや、教材費など、学費への助成も必要です。

第4は、産業振興の推進です。農業では、農業特産品の育成を強め、JA、県農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など、実行性のある農業振興への取り組みが必要で、その中で、徳久バイパス沿道に計画している特産品販売施設についても、関連団体との十分な協議が求められます。

林業では、除伐、間伐など、国県の助成にとどまらない森林整備の支援と、メガソーラ一架台の町産材の使用率拡大など、木材活用促進の実践的研究を進めることと、林業労働者の確保と技術の継承が求められています。

商工業では、商工振興の総合窓口業務は、商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、地元商工業者の声を町の責任で直接把握すべきです。また、中小企業振興条例を制定して、抜本的な商工業者への支援が求められます。

その他、産業振興の一環として、再生可能エネルギーの政策担当係を設け、技術精度の研究に取り組むべきです。

第5に、当局も認める正規職員と非正規職員の格差は改善すべきであります。正職員286人、非正規職員205人、特に、保育士の正職員36人、非正規職員40人は、同一労働同一賃金の原則からしても問題で、長期任用が必要な職員については、非正規ではなく正規職で対応すべきであります。

これらの事業は、積立金、県内断トツ1位の基金を有効に活用すればできます。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、農林商工業の振興に不十分な予算であることを指摘して反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方はございますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 新田議員、はい。

2番（新田俊一君） 議案第29号、平成26年度佐用町一般会計予算について、賛成討論をいたします。

ただ今、金谷議員が長々と反対討論を言われましたわけなんですけども、町長が提案されてこられました一般会計は、佐用町民の生活を守る大切なものと、私は、考えます。

そこで、いろんなことについて反対はされておりましたが、そういうことではなしに、やはり町が、いろんな行事をしていくことについて、一般会計は賛成しなかったら大変なことになるのではないかと。

もし、これを否決してしましまして、この会計はだめだということで、暫定予算等を組むというようなことになれば、町民に多大な迷惑がかかってくるのではないかと思います。

そうしたところで、この一般会計は、やはり町民の支障を来すことなく、スムーズにいかすためにも、私は賛成し、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、反対の方はございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本議員。はい、どうぞ。

12 番（岡本安夫君） それでは、平成 26 年度一般会計予算案に賛成討論をいたします。

予算総額が 7.5 パーセント、約 10 億 3,000 万円減の 127 億 2,000 万円である。これは、ご承知のとおり 21 年度の災害復旧関係の事業が、ほぼ完了しようとしているからであります。

歳入において、大きな自主財源である町税が、約 1,280 万円の減であるが、これは、たばこ税が 1,500 万円減と昨年度実績による見込額の訂正が要因であり、直接、生活に係わる町民税は、ほぼ横ばいである。基金からの繰り入れが 3 億 4,900 万円と 8,300 万円増になっている。逆に町債は、11 億 2,500 万円の 16 億 4,400 万円と、依然として厳しい状況であります。その中でも、懸命に財政を安定させようとしている努力が見えております。引き続き、国、県の補助金獲得に努力を願いたいと思います。

歳出では、庁舎の改築が一番大きな事業ではあるが、本町の象徴的かつ特徴でもありません。高齢者福祉の外出支援サービスや子育て支援の乳幼児医療助成などは、依然として高い水準で維持されております。予算面では、決して大きくありませんが、26 年度はメガソーラーの本格稼働や森林整備計画の推進、測量設計委託料だけが、特産品販売促進施設整備など、これから大いに可能性のある事業も控えております。

来年度から新たに、佐用小学校、南光小学校と新しい小学校と保育所がスタートします。よりよい教育と保育が期待されております。今日もですね、江川小学校の閉校式がありました。本当にこう、きびきびとした声を聞かせていただきました。児童たち、おそらく大きな希望と不安の中で、スタートしておられます。どうか、各段の配慮を入れて、楽しい学校にさせていただくようお願いします。

総論といたしまして、特例期間が、あと 2 年ということになっております。決して派手ではないが、堅実かつ賢明な、創造的かつ本格的復興に向けての基盤を築こうという予算であることを評価して、賛成いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 29 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 29 号、平成 26 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 30 号、メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 30 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 30 号、平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 31 号、国民健康保険特別会計予算案についての討論を行います。ございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 16 番、日本共産党の鍋島です。

議案第 31 号、平成 26 年度、国保特別会計予算案の反対討論をいたします。

本予算案は、医療給付費の増加を国保税の引き上げによる財源補填で対応しようとするものであります。

元々、この根本原因は、国保に対する国の補助金が大幅に削減され、是正されずにきたことにあるのは明らかであり、国の責任が厳しく問われなければならないものであります。

しかし、本町国保は、2 年前も世帯平均 10 パーセントもの国保税の引き上げを行い、今回、また、6 パーセント引き上げは、低い所得の方が多く国保加入者にとって、耐え難いと言わざるを得ないものであります。

予算審議で明らかになったように、増税総額は、2,200 万円ほどであり、昨年度並みの一般会計からの繰り入れ、1 億 4,000 万円を実施すれば、増税の必要はありません。

この点を指摘し、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、賛成の方、ございますか。

ないようですので、討論・・・

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 私、1 番、石堂ですけども、委員会のほう私事で欠席しておりまして、賛成討論ができませんでしたので、本会議で賛成討論をさせていただきます。

第 31 号議案、佐用町国民健康保険特別会計予算案につきましては、先ほど、審議を済ませました 15 号議案に関連しますが、やはり現状の中で、国民健康保険会計を維持していくということは、相当困難な状況にあるというのは、既に皆さん、ご承知のとおりだと思います。

そうした中で、先ほどの条例改正の中での審議でもありましたように、法定外の繰り入れを町が、どれぐらいまで基準を設けるかということが、非常に大きな政治的な判断だろうというふうに思います。

思い返しますと、国保会計に対する法定外の繰り入れにつきましては、4 年前に実施が

始まったかなと思いますが、その時に 5,000 万ということで、概ね、それを基準とするという町長の大きな政治的な判断だったというふうに記憶しています。

これをもとにして、その後、この医療費の高騰、あるいは制度の改正に伴う財源の不足、これらに対応するために、この繰入額の増額を見てきたわけですが、さらに際限なく、この繰入額を増加させるということは、当然のことながら、給付、そして負担の公平性からすると、他の住民からすれば、一部理解できない部分が出てくる可能性が非常にあり、私自身も、そう思います。

そうした観点から、この 25 年度の補正予算を含め、非常に困難な中の予算策定、これにあたって、繰入を 1 億に基準を設けるという政治的な判断も行われた、この経緯を背景に、26 年度の国保会計の予算が妥当なものであるというふうに思い、賛成討論とします。以上です。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

はい、ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 31 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 31 号、平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 32 号、後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志議員。

5 番（金谷英志君） 議案第 32 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を別枠の医療保険に囲い込み、診療報酬も別建てにすることで安上がりな医療を押しつけ、医療費削減を目的につくられた制度であります。

この制度自体に問題があることと、広域連合議会での町長の態度は、保険料の引き下げ、県独自の減免制度の創設、医療費の一部負担無料化や加入者の負担軽減に背を向けています。

また、本予算案では、保険料が 1 人当たり平均 2,941 円増額という試算です。これは、年金削減のもと、制度発足以来、保険料が引き上げられており、さらなる引き上げは、高齢者にとって、死活問題であることを指摘して、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） 次に、賛成ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 32 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 32 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 33 号、介護保険特別会計予算案についての討論を行います、ございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） では、平成 26 年度介護保険特別会計予算案の反対討論をいたします。

本予算案の最大の問題は、この年度までとされている第 5 期事業計画で、保険料の月額標準を 5,100 円と設定されていることとあります。この金額は、全国平均基準額 4,972 円をも上回るものであるとともに、本町第 1 号被保険者にとって、40 パーセントもの保険料の引き上げとなったものであります。

一方、要介護認定者の施設入所は、特別養護老人ホームの待機者問題は解消されず、保険あって介護なしとかねてから指摘されている状態は、地域密着型の小規模多機能型施設が上月地区に開設される前進は見られるものの根本的な解決には至っていません。

以上を指摘し、反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 33 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 33 号、平成 26 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 34 号、朝霧園特別会計予算案についての討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 34 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 34 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 35 号、簡易水道事業特別会計予算案について、討論ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） 平成 26 年度簡易水道特別会計予算案の反対討論をいたします。  
本予算案は、町民生活に重要な役割を担う水道事業の会計であり、その大切さは論ずるまでもなく、これまで私たち共産党町議団は、予算に賛成してまいりました。  
ところが、今回の本予算案は消費税増税を外税方式にして、そのまま転嫁する予算となっており、使用料金引き上げによる年間の増収は 800 万円になることが予算審議で明らかになっています。  
昨年 12 月議会で、共産党町議団は消費税増税による使用料金の引き上げ条例改正議案に厳しく問題点を指摘し、反対いたしました。  
町民生活を守る立場から、本予算案に反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方、ございますか。  
ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 30 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 35 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 36 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案についての討論を行ないますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志議員。

5 番（金谷英志君） 議案第 36 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の反対討論を行います。  
反対の理由は、使用料への消費税の転嫁であります。消費税は、もらっていようと、いまいと、消費税が売りに上げに含まれていたものとして、計算するもので、中小企業や自営業者は転嫁することが難しく、経営が赤字でも自腹を切っても納税をしなければならぬという実態があります。  
消費税には、税務署への納税義務を課せられた納税義務者の定めがあっても、実際に、税金を負担する担税者の負担はありません。  
本会計の場合、使用者に納税義務も税を担う義務もありません。経済状況が落ち込んで

いる中、公共料金への消費税の増税をしないことが町民生活応援の一助になることを申し上げて、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 賛成討論いたします。

消費税は、広く国民から、どう言うんですか、薄くですね、誰もが平等にということで、消費税が設けられております。

皆さん、ご存知のようにですね、日本は、段々とですね、やはり人口減少も起きてですね、歳出も多くですね、やむを得ない部分がありまして、国が消費税を設けたものについてですね、町もやはり追随してですね、そのようにしていつておるわけでございますのでですね、これはやむを得ないという中でですね、これは当然、町民にも、やっぱり、そういう負担は、虐げられるものでございますので、私も、これは賛成討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 36 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 36 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 37 号、生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行いますか、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） 平成 26 年度生活排水処理事業特別会計予算案の反対討論をいたします。

本予算案は、消費税増税の転嫁で使用料金を引き上げるものであります。

で、問題は、先ほど、討論にありましたように、広く消費税は負担するものだという討論が、先ほどありました。かも、町民が負担するのは当然というようなふう聞こえたわけであります。

ところが、消費税というのは、消費者が広く負担するものでしょうか。消費税法第 5 条第 1 項は、事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、納



税義務がある。このように消費税法では規定しています。

つまり、消費者が負担するのは消費税ではないんです。消費税法では、事業者。つまり個人事業者や法人に、その納税義務を課しているものであります。

そういう点からしたら、広く町民が負担するということが自体は、この法律の趣旨からしても間違った見解、この点を指摘せざるを得ません。

本会計での、この引き上げによる使用料の増収は、浄化槽で 159 万 2,000 円。農業集落排水施設使用料で 146 万 9,000 円の計 306 万 1,000 円の増収予算であります。このことを指摘し、反対いたします。

議長（西岡 正君） ほかに、討論ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 今さっき述べさせていただきましたようにですね、やはりこれは、国が行った消費税の中でですね、町としても追随するものでございましてですね、やはり受益者負担という中でですね、やはり、そういう一般会計からも繰り出してですね、赤字がいったということで、全部一般会計から求められるわけではございませんのでですね、やむを得ないということでの賛成討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 37 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 37 号、平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 38 号、西はりま天文台公園特別会計予算案についての討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 38 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 38 号、平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 39 号、笹ヶ丘荘特別会計予算案についての討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですのでこれで、討論を終結します。  
これより議案第 39 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 39 号、平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 40 号、歯科保健特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 40 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 40 号、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 41 号、宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 41 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 41 号、平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 42 号、農業共済事業特別会計予算案についての討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 42 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 42 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 43 号、石井財産区特別会計予算案についての討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 43 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 43 号、平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
続いて議案第 44 号、水道事業会計予算案についての討論を行いますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 議案第 44 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の反対討論をいたします。  
反対の理由は、先の公共下水と同様に使用料の消費税の転嫁であり、同様の趣旨で反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） これもですね、先ほど述べましたようにですね、消費税に伴うもの  
でございますね、やむを得ないものということで、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。  
ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 44 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって議案第 44 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。  
ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後 3 時 5 分といたします。

午後 0 2 時 5 0 分 休憩

午後 0 3 時 0 5 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続けます。

---

日程第 24. 議案第 46 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 24 に入ります。日程第 24 は、本日の追加提出の案件でございます。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
それでは、日程第 24、議案第 46 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 46 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。  
本条例は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されましたので、それに伴い、消防団員が退職する際に支給する退職報償金の額を引き上げ、消防団員の処遇改善を図るため、一部改正を提案するものでございます。  
ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
議案第 46 号につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います、ございますか。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 引き上げ額の根拠についてお伺いしたいんですが、5年以上10年未満の団員だけが5万6,000円で、あとほか5万円一律の引き上げとなっておりますけれども、だいたい階級によって、それから勤務年数によって、そのだいたい差があると思うんですけども、この根拠は何でしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 消防団員ですね、活躍は自然災害等で、これは十分にご存知のことと存じますけれども、今、若手の消防団員が、なかなか確保しにくい状態になっているということでございます。

で、この一番若いところでですね、5年以上10年未満の方のところだけが5万6,000円の増額になっているということで、若手消防団員の確保を目指したということでございます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） それでしたら、長く務めてもらうほうがいいんですから、なるべく勤続年数が長いほうに手厚くするとかね、そういう率にしたほうが、早くて辞められるのに高くするのは、ちょっと逆のような気がするんですけど、いかがですか。

[企画防災課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これにつきましてですね、国の法律施行令の一部を改正するものに基つきまして、それに準じたということでございます。

議長（西岡 正君） いいですか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 46 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 46 号を原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 46 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 25. 議会改革に関する調査について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 25、議会改革に関する調査についてを議題といたします。  
本案について、議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長、石堂 基君。

[議会改革調査特別委員長 石堂 基君 登壇]

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） ただ今、議長より報告を求められました、佐用町議会改革調査特別委員会に付託されておりました調査事件につきまして、ご報告させていただきます。

いわゆる地方分権一括法の施行により国と地方の役割分担が明確化され、地方自治体の権限が飛躍的に大きくなってきています。第 28 次地方制度調査会においても、地方公共団体の責任領域の拡大に伴う地方議会のあり方についてふれ、議会の活性化は地方分権の進展を図る上で残された課題であり、この観点から議会の組織、権能、運営のあり方について改めて検討することが求められているとし、議会の見直しについて答申されています。

こうした地方分権改革のなかで、地域社会においては住民の自治意識の高揚や行政改革により、これらに対応すべく議会機能をいかに充実させ発展させていくべきか、議会はその変革の必要性にせまられていました。

こうした中、当委員会は平成 24 年 6 月 26 日、議員の若年者を中心として、金谷副委員長、岡本安夫委員、平岡委員、山本委員、松尾委員、そして私、石堂で構成し、議会の活性化と改革に向け、様々な角度から議会運営に関する調査検討を目的とし、その活動を進めて来ました。

その間には、町民を対象とした議会に関する意識調査を地域別、年代別に行い、その分析結果に基づき、委員会での整理、及び全員協議会による検討を行ってきました。

経過途中には、議会改革の先陣であった松尾議員を失い、悲痛な時間もありましたが、後任として矢内議員に参加をいただき、ここまで進めることができました。

委員会の検討は、議会基本条例の策定、議員定数の見直し、そして議会運営上の個別課題への取り組み、以上の 3 点を重点項目と進め、それぞれの検討結果を全員協議に委ね、議員各位のご理解をいただいていたところ です。

その中でも議員定数の見直しについては、既に、先の定例会で改正が行われ、議会運営の基本原則を定めた基本条例の制定にあたっては、全議員による慎重な協議を実施したほ

か、特別委員会においても時間をかけて検討を重ね、今定例会で提案の予定となり、議会改革に向けた取り組みは、既に始まってきました。

私たち佐用町議会は、さらに議会本来の役割りを改めて認識するとともに、委員会活動の充実、多様な議員層による議会の形成、議会費用に関するものなど、議会改革の必要性を考えながら、分権改革を念頭において議会を再構築していかなければなりません。

目指すところは、議会本来の権能をいかに高めていくのか。即ち、これら佐用町議会が分権改革の中で住民の代表として住民の負託に応えるために、その役割を明らかにし、議員全員が、その認識を共有することにより、議会、そして議員の本来の責務を果たし、高めていくために議会改革の個別課題への取り組みが最も重要と考えられます。

具体的な個別課題の検討内容につきましては、お手元に配布しております別紙報告書を参照いただきますようお願いいたします。

なお、最後になりましたが、基本条例及び改革に向けた個別課題の合意につきましては、全議員のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

さらには、様々な制度化に向けた手続きにつきまして、適切な援助をいただきました議会事務局の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、議会改革調査特別委員会に付託されました調査の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 委員長の報告は終わりました。  
これから質疑を行いますか、ございますか。

[質疑なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これより議会改革に関する調査の終了について、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議会改革に関する調査について、終了することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議会改革に関する調査は終了します。

---

#### 日程第 26. 発議第 2 号 佐用町議会基本条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26 に入ります。日程第 26、発議第 2 号、佐用町議会基本条例の制定についてを、議題といたします。  
提案に対する提出者の説明を求めます。議会改革調査特別委員長、石堂 基君。

[議会改革調査特別委員長 石堂 基君 登壇]

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） ただ今、議題となりました発議第 2 号、佐用町議会基本条例の制定についての提案に関し、議会改革調査特別委員会を代表し、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例は、議会の基本理念を明らかにし、議員の責務及び役割り、議会運営の原則など、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が町民の信託に的確に応え、もっ

て町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的とするものです。

いわゆる地方分権一括法の施行により、議会の権限が強化された中、議会の担う役割や責任も大きくなってきています。このような状況の中で、佐用町議会が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の元で立法権を有する議会として自治体の自立に対応できるよう自らを変革していかなければなりません。

この自己改革にあたっては、佐用町民の意見を代表する合議機関としての特性を最大限に生かして、これまで以上に公平・公正・透明な議会運営や開かれた議会づくりを推進し、情報の提供と共有化を図りながら、町民の積極的な参加を求めていくことが必要でもあります。

また、町民本位の立場をもって、より適切に政策を決定するとともに、その執行を監視し、さらには政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければなりません。

このような認識のもと、佐用町議会では、未来に向けた新たな価値の創造を図りながら、町民の多様な意見を反映しうる合議体としての新しい議会づくりを通じ、町民の負託に応えていくため、ここに、佐用町議会及び構成員である議員が活動していくにあたって、最も根幹となる柱として、佐用町議会基本条例を制定するものです。

この条例の策定にあたっては、議会改革調査特別委員会での検討をはじめ、幾たびにわたっての議員協議を重ねてきました。

私たち議員自らが、佐用町議会の将来がいかにあるべきかを慎重かつ十分に協議した結果であり、このことは大いに誇れる内容だと考えます。

議員各位におかれましては、町民の負託に応え得る佐用町議会であるため、全員ご賛同賜りますよう心からお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君）                      これから質疑を行います、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）                      はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君）                      この間ですね、委員会報告が昨年議会全員にね、報告がなされてきました。

その中で、1点ね、この条例の中で欠けている問題がありますので、それは、本会議の場で確認しておく必要があるというふうに思いますので、させていただきます。

改正地方自治法 100 条第 14 項、15 項、16 項の政務活動費の関係であります。

これは、昨年来、全議員にね、支給条例、政務活動費の支給条例ですね、こういった案までも提起され、検討された経過があります。

で、先般の全員協議会の中で、町民の方から電話があつてね、好ましくないというようなことがあつたということが報告があつて、今後の課題となったというような報告を聞きました。

その点について、ここで確認したいのでありますけども、この間、全体の中で議論してきた政務活動費というのは、確かに、透明性とか公正性とかね、そういったものが欠ければ、これは不正の温床になります。そういった危ない点もあるんですけども、しかし、適切に執行されればね、これは議員の研究調査で政策能力を高める。政策立案能力を高めるというような重要な点があります。

そういった政務活動費を、今回、この条例の中に入れてない点についてね、今までの、いろんな議論されてきたのは、何だったかなということも含めて、ちょっと確認しておく



必要があると思いますので、第1点、質問いたします。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基議員。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） 鍋島議員の質問にお答えをさせていただきます。

確かに、自治法に根拠条例があるように、政務活動費につきましては、その支給をすることができるということで、規定をされています。それに基づきまして、当委員会においても、その支給内容について、あるいは支給基準について、相当の時間を費やして検討をし、支給する場合、その支給額が幾らぐらいが妥当なのか。あるいは、その支給に際しての使途基準についても明確なものをつくるということで、使途基準まで作成し、さらには、政務活動費の支給条例案まで、皆さんにご提示をし、協議を重ねてきたところです。

前回の全員協議会の中で、ご説明を申し上げ、報告をさせていただきましたとおり、これまで皆さんと一緒に築き上げてきた内容に基づいて、先般、2月の議会だよりを通じて、住民の皆さんに、その改革案、そしてまた、基本条例案を示したところです。

それに対する住民のご意見として、当方としては、書面での意見の募集という形でお知らせをしたんですが、残念ながら、書面ではありませんでした。しかし、議長、そしてまた、私、委員長のもとに電話での意見が4件寄せられてきておりました。その内容については、先般の協議会のほうでお話をさせていただきましたので、ご理解をいただいていると思いますが、やはりそれが、ある程度の、この改革案、あるいは基本条例案に対する住民の意見ということで、それを含めて委員会としても協議をさせていただきました。

それで、特に、それまでの協議の中では、政務活動費については、支給することは可能だという判断に基づいて、その基準づくりをやってきたというふうに思っております。当然、支給あるべきでの内容決定ではなかったし、そういう話は、協議会の中でもさせていただいてなかったと思います。

最終的に案について、それぞれ住民の方の意見も、こういうものが寄せられてきている。それを、どういうふうに最終的な報告案に反映させていくかという委員会を持たせていただいた時に、まず、それまでに積み上げていた、当然のことながら、新しい世代を招き入れられるような議会体制つくっていくために、その基盤づくり、これを、まず優先にして、そのためには、現状の議員報酬の額等も見直しが必要だろうということで、それを、まず優先した。

そしてまた、政務活動費と併給ということになって、一つの案を提出する。それについては、町に対する財政的な負担も相当なものになり、それを、じゃあ、どちらを優先するかということで、今回については、政務活動費については、含まれておりません。そのことについても、前回お話したとおりであります。

ただ、政務活動費につきましては、その必要性、あるいは妥当性というものは、十分に皆さんもご認識をいただいているところでありますので、報告書の末尾に記載しておりますとおり、今後の検討課題、継続検討課題ということでの位置づけで、報告のほうをまとめさせていただいております。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

質疑を、それじゃあ終結します。

申し遅れましたが、本発議につきましても、本日即決いたします。

これより、討論を行います。討論ございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文議員。

16 番（鍋島裕文君） 賛成討論よろしいですか。

議長（西岡 正君） えっ。

16 番（鍋島裕文君） 賛成討論よろしいですか。

議長（西岡 正君） 反対じゃなしに賛成。

16 番（鍋島裕文君） はい、賛成討論。

議長（西岡 正君） はい、まあ、はい、どうぞ。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、賛成討論をいたします。

議会基本条例の制定に賛成討論をいたします。

基本的に、この条例制定は、地方分権を進めて行く上から、また、佐用町議会が町民の負託に応え、議会責務を果たしていく上での議会改革を進めるものであり、賛成できるものです。

ただ、問題は、政務活動費問題に、今、答弁もありましたように、見え隠れするようと思われる個別課題として検討された議員報酬の引き上げは、議会自らが一昨年 11 月に行った町民アンケートで、現在の月額 25 万円の議員報酬、議長は 36 万 2,000 円ですが、に対し、町民の声はアンケート回答者 891 人のうち、少ないと応えたのは 49 人。わずか 4.5 パーセントであります。圧倒的多数の声は、議員報酬は引き上げるべきではないであり、この点は、問題があることを指摘し、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） 内容が反対で賛成討論、ちょっとおかしいような気がせんでもないんですが、

[鍋島君「いやいや、一番大きいところは賛成です。それは、聞いている人は分かるので」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） ほかに、ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより、発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 2 号は、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第 2 号、佐用町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 27. 請願第 1 号 学校給食費の無料化を求める請願の継続審査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 27、請願第 1 号、学校給食費の無料化を求める請願の継続審査についてを、議題といたします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の請願第 1 号、学校給食費の無料化を求める請願について、会議規則第 71 条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の委員会の継続審査の申し出があります。

審査を付託しております総務常任委員長の発言があれば、許可します。

〔総務常任委員長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

委員長（石黒永剛君） それでは、少し、ご報告いたします。

本請願の審議にあたっては、3月7日に委員会室で審議を行いました。採択すべきとの意見。不採択との意見。また、時間をかけて慎重に審議すべきとの意見が出されました。

閉会中の審査についての可否を諮りました。その結果、委員会としては、委員長の採決を合わせ、なお時間をかけて十分な調査、審査が必要であると。閉会中の審査とすることに決しましたので、お手元の審査報告書において申し出を提出しております。

以上であります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の発言は終わりました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の委員会の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 討論です。

議長（西岡 正君） はい？

5 番（金谷英志君） 討論があります。

議長（西岡 正君） はい、金谷議員のほうから、討論ということではありますが、本来、委員会に付託して、委員会の中で継続審議という形の答えが出ております。そのことの採決を議長の私がしておるわけで、委員会の結果としては継続審査となっております。

ここで、金谷議員が討論、反対討論だと思うんですけども、その討論をされますと、討論後、皆さん方にお諮りして、否決になれば廃案になるということで、その点は、お含みをいただきたい。

ですから、私から見ますと、提案して、提案もされたけれども、その中で廃案になると

いうことを十分ご理解をしておいてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。  
それでは、金谷議員のほうより反対討論の申し出がありますので許可いたします。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 学校給食の無料化を求める請願の討論を行います。

町議会議員の任期は、本定例会までであり、3月議会で継続にするということは、実質審議未了、廃案。不採択ということになります。

本請願は、直接的には、小中学校、児童、生徒の保護者の負担軽減ということですが、それにとどまらない子育て支援策をとることによって過疎化に歯止めをかける効果があり、その一環として学校給食の無料化を求めています。

任期最後の議会において、継続ではなく、直ちに採択することが、責任ある議員の態度であることを申し上げて討論いたします。

議長（西岡 正君） しばらく休憩させていただきます。

午後03時29分 休憩

午後03時30分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、再開します。

他に討論はありますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより採決します。この採決は、挙手によって行います。

委員長からの申し出のとおり継続審査にすることに賛成の方、挙手を願ひます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） はい、挙手、多数です。よって、委員長から申し出のとおり、請願第1号を閉会中の委員会の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第28. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第28、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 58 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会といたします。

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

冒頭にも申し上げましたが、今期、我々、本日の本会議をもって臨時議会は別として定例会は終了することになります。

そんな中で、皆様方におかれましては、議員各位、また、町長をはじめ、職員の皆さん方、本当にお世話になりました。皆様のご協力を得て、本日もですね、適切妥当な答えが得られることができました。本当に、ありがとうございます。議長として、厚く御礼を申し上げます。

あと任期は、4月 30 日まででありますけれども、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をされまして、任期満了まで町民の負託に応えるよう全力を尽くしてほしいと。このように議長としては思っておりますので、よろしく願いをいたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、失礼します。

3月の定例議会の閉会を迎えるにあたりまして、一言、御挨拶をさせていただきます。

まずは、この3月定例議会にも、たくさんの条例、また、新年度に向けての予算、議案を提案させていただきました。それぞれ、慎重に審議をいただきまして、全て原案どおり決定を、議決、決定をいただきましたこと、まずをもって、厚く御礼を申し上げます。

こうして、25年度もですね、あと残すところ1週間を切りました。

26年度に向けて、まだ、いろいろと行事も残っております。今日も、午前中、江川小学校の閉校式典。また、昨日は、中安小学校の閉校式典。そして、明日から3日間にわたりまして、保育園で長谷・江川・平福・石井保育園、それぞれの閉園式を執り行う予定となっております。

こうして、25年度、多くの課題を、皆さん方、いろいろとご支援いただきまして、決定をいただき、また、ご協力いただいて、無事、全ての日程、行事予定を終えることができますことを、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。

今日、全て議決いただきました予算をもちましてですね、26年度、新しい年度をですね、新たな気持ちで、町発展のために、町民の負託に応えられるようにですね、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

この合併して9年目に入っております。議員の皆さん方におかれましてですね、合併後2期目の任期が4月をもって満了となるということでもありますけれども、この今期をもってですね、勇退をされる議員もおられると思いますし、また、多くの皆さん方におかれましては、引き続いて、町のためにですね、また、議員としてご活躍をいただきたいと思っておりますし、町民の信認を得ていただきましてですね、また、新たに今、議会の議会条例も、基本条例も制定をされましたところです。町発展のために、町民の負託に応えられるようにですね、なお一層、ご活躍、ご精励、ご活躍をいただきますように、心からお願いを申し上げます。

いよいよ、こうして 25 年度終わります。町におきましても、職員が、この3月末をもって、18名の職員、正職員が退職をいたします。

課長におきましてはですね、また、職員の異動も行って、新しい、また、26年度の体制を予定をしておりますので、引き続いてのご支援とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

まずは、4年間、本当にお世話になりました。特に、大きな水害があつてですね、その後の復興、いろんな課題についても、皆さん方に大変な御苦勞をおかけしたと思いますし、また、学校の規模適正化、保育園の規模適正化の問題。大変大きな、この現代の課題におきましてはですね、一つの大きな方針を出していただきまして、今、それに向けてですね、一つ一つ積み重ねているところであります。

まだまだ、26年度、27年度、合併特例の期間、もうあと2年になりましたけれども、佐用町としても将来に向けて精一杯頑張つて、いろんな課題に取り組んでいかなければならない時であります。力を合わせてですね、町のために、それぞれ頑張つていきたいと考えておりますので、引き続いてのご支援、よろしくお願ひ申し上げて、また、このお礼を申し上げます、御挨拶にかえさせていただきます。

本当に皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 私のほうから、一つだけ皆さん方に申し添えておきたいなと思うんです。

議会改革の関係で、委員長が提案されまして、可決になりました。

しかし、まだ、小さな運用が残っておりますので、運用については、新しい議員が出てきた中で、運用を決めていくということで一つご理解をいただきたいと、申し添えておきます。

委員長、よろしいですね。よろしいですね。申し添えておきます。

それと、教育長のほうから発言の許可を、・・・いただきます。どうぞ。

教育長（勝山 剛君） 本日、江川小学校の閉校式をとり行いました。これをもって4校の閉校式が無事終わらせていただくことになりました。

議会の皆さんには、いろいろとお忙しい中ご出席を賜りありがとうございました。新しい学校づくり、これから一步一步、前に進んでいきたいと思っております。本当にありがとうございました。

なお、中学校の卒業式におきましてもご参列いただきましたことを感謝申し上げ、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、あの、町長も含めて、全員おられるとこで。

3番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

3番（岡本義次君） すいません。まだ、あと一週間ほどこの月ありわけでございますけれど、3月におきましてはですね、歓送迎会というんが、当局と議会とないわけでございます。

ですから、この中でもですね、どう言うんですか、もう退職される方がいらっしゃいますのでね、この全員がそろつて、われわれと、また、こういう機会がないと思ひますんで

ですね、その方たちの御挨拶いうんは、どんなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今から、予定しておりますのでね、それはね、ちょっと待ってください。はい。

3番（岡本義次君） それだったら、よろしいです。

町長（庵途典章君） はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。  
そしたら、すみません。議員が、まだちょっと残りますので。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） すみません。すみません。申し訳ないです。はい、町長、お願いします。

町長（庵途典章君） お疲れ様でした。議会が終了しましたので、この後、時間をいただきまして、先ほど、御挨拶にも申し上げましたようにですね、3月をもって退職する課長。今日、ここに、それぞれ出席をしておりますので、最後の御挨拶を一言ずつさせたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

その後ですね、4月1日における人事異動、各課の体制をですね、今、配らせていただきますけれども、見ていただければ分かるんですけども、管理職、課長、支所長につきましてはですね、それぞれ報告をさせていただきたいと思ひます。

一つまた、4月からよろしくお願ひを申し上げます。

議長（西岡 正君） お疲れ様でした。

午後03時31分 閉会

---